

岩手県告示第690号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年9月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社沖電設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町涌津字下三の町29番地1
 - ウ 代表者の氏名 谷口一雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第70006号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年9月12日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年9月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐藤工業
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町長島字佐野4番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤隆
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第70050号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年8月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年9月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手県南運輸株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字石橋前4番地3
 - ウ 代表者の氏名 志田吉彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第90051号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年9月12日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。